

会 員 規 則

制定 平成 22 年 3 月 17 日

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 43 条第 2 項に基づき、当法人の会員に関する事項について定める。

(会員の資格)

第 2 条 会員たる資格を有する者は、当法人の趣旨に賛同する次項に掲げる者とする。

2 会員は、次の各号に掲げる 2 種とする。

- 一 法人会員は、個人会員以外の各種の法人、任意の団体等（以下「法人」という。）とする。
- 二 個人会員は、個人とする。

(入会)

第 3 条 当法人の会員になろうとする者は、この規則に従うことに同意し、所定の入会申込書を提出し、理事長の入会承認を得なければならない。

2 会員は、入会後に前項に掲げる入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、すみやかに当法人宛に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第 4 条 会員は、入会するときに入会金及び年会費を納入し、以後事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に年会費を納入しなければならない。

2 入会金は会員種別に応じて次の各号に定めるとおりとする。

- 一 法人会員 一口につき 30,000 円
- 二 個人会員 一口につき 10,000 円

3 年会費は会員種別に応じて次の各号に定めるとおりとする。

- 一 法人会員 一口につき 100,000 円
- 二 個人会員 一口につき 30,000 円

4 当該事業年度の第 2 四半期が開始した後に入会するときの初年度の会費は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 第 2 四半期中に入会するとき 第 2 項各号に定める金額の 4 分の 3
- 二 第 3 四半期中に入会するとき 第 2 項各号に定める金額の 2 分の 1
- 三 第 4 四半期中に入会するとき 第 2 項各号に定める金額の 4 分の 1

5 第 1 項の規定にかかわらず、理事長は、必要と認めた場合、理事会の議を経て会員の入会金及び年会費の全部又は一部を免除することができる。

(会員の特典)

第 5 条 会員は、次の各号に定める特典を享受することができる。

- 一 当法人主催の特別講演会を無料で受講できる。
 - 二 当法人主催のセミナーを会員価格で受講できる。
 - 三 当法人が日本公認会計士協会の継続的専門研修制度協議会と共催し、同協議会が指定する研修会を会員価格で受講することができる。
 - 四 日本公認会計士協会出版局発行の書籍を割引価格で購入できる。
 - 五 日本公認会計士協会の研修施設を割引価格で借りることができる。
- 2 前項第一号の特典は、法人会員については、一口につき当該法人に所属する者3名までが無料で受講できるものとし、個人会員については、当該個人会員のみが無料で受講できる。この人数を超える場合には、会員価格で受講できる。

(退会)

第6条 会員は、退会届を当法人に書面で提出し、当法人がこれを受理したときに退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは退会とみなす。
 - 一 法人会員が解散したとき、又は個人会員が死亡したとき
 - 二 会員が次条の規定に基づき除名となったとき
 - 三 正当な理由がなく会費を1年分以上滞納し、督促にも応じないとき
 - 四 その他理事長が必要と認めたとき
- 3 当法人は、個人会員が病気その他やむを得ない事情により会費を納入できない場合には、会費を免除し、復会の申出があるまで休会を認めることができる。休会の間、当該会員は特典を享受することができないものとする。また、休会は、会員の休会届を当法人が受理した日から開始する。
- 4 第1項及び第2項の規定により会員が退会したとき及び次条第1項の規定により会員が除名されたときは、既納の会費は返還しないものとし、会費未納の会員は引き続き会費納入義務を負うものとする。

(除名)

第7条 理事長は、会員が次の各号の一に該当することが明らかとなったときは、理事会の決議を経て、その者を除名することができる。この場合、理事会において決議する前に、その者に弁明の機会を与えねばならない。

- 一 違法行為又は著しく同義にもとる行為をするなど、当法人の会員としてふさわしくないと思われる行為をしたとき
 - 二 この規則に違反したとき
 - 三 入会申込書又はその他当法人に提出した書類に虚偽の記載を行ったことが明らかとなったとき
- 2 理事長は、前項各号の一に該当する場合において、当法人が損害を蒙ったと認められるときは、当該会員に対しその賠償を請求することができる。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は規則等管理規則の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規則に定めのない事項については、理事長の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成22年3月18日から施行する。

平成24年2月20日 理事会決定

第9条の規定に基づき、理事長は次のとおり理事会の書面決議を得て施行した。

1. 20口以上加入会員の特別講演会「無料参加者枠」の撤廃

会員の加入口数が20口以上となった場合には、特別講演会の無料参加者枠(1口につき3名)の上限を撤廃する。

2. 公認会計士試験合格者の委員入会者に対する「年会費」免除

公認会計士試験合格者の会員入会者に対し、日本公認会計士協会の後進育成及び当法人の知名度向上という目的から、入会金は規定どおり徴収するが、年会費は実務補習を修了する期間(通常3年)まで免除扱いとする(この入会者を実務補習生会員と呼称する)。